

## 自家用広告物の適用除外基準（抜粋）

地域・地区等	禁止されている事項	許可がいない合計面積	禁止区域内において許可 できる合計面積の限度
<p>1. 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域</p> <p>2. 風致地区</p> <p>3. 特別緑地保全地区</p> <p>4. 国立公園、国定公園、都立自然公園の特別地域</p> <p>5. 第1種文教地区</p> <p>6. 保安林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋上への取り付け</li> <li>● 壁面からの突出</li> <li>● ネオン管の使用</li> </ul>	合計面積が5㎡以下	合計面積が20㎡以下 (ただし、学校、病院は 50㎡以下)  (事業・営業内容を含め ることはできません。)
<p>7. 文化財保護法により指定された建造物及びその 周辺、歴史的・都市美的建造物及びその周囲並び に文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺 地域で知事の定める地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋上への取り付け</li> <li>● 光源の使用</li> <li>● 高彩度の色彩の使用</li> </ul>	上記1.から6.及び8.の地域 内合計が5㎡以下  上記9.から13.の地区内合 計が10㎡以下	
<p>8. 全域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 橋、高架道路・高架鉄道及 び軌道、石垣等からの突出</li> </ul>	合計面積が5㎡以下	
<p>9. 第2種文教地区</p>		合計面積が10㎡以下	
<p>10. 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、 商業、準工業、工業、工業専用地域</p> <p>11. 都市計画区域のうち用途地域未指定地域</p>		合計面積が10㎡以下	
<p>12. 上記10.の地域内旧美観地区</p> <p>13. 上記10.の地域内の東京国際空港用地、新宿副都 心地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋上への取り付け</li> <li>● 光源の点滅</li> <li>● 赤色光の使用</li> <li>● 露出したネオン管の使用</li> </ul>	合計面積が10㎡以下	

※赤字は禁止区域を表しています。